

# 音更町財政運営計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年

音更町企画財政部財政課

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の目的	1
第3節 計画の位置づけ	2
第2章 財政の現状と今後の見通し	
第1節 財政の現状	3
第2節 今後の見通し	12
第3章 基本目標と収支不足への対応について	
第1節 基本目標	18
第2節 収支不足の対応方策	18
第3節 対応方策の内容	18
第4節 収支不足の状況と対応方策の目標額	20

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の背景

町では、平成10年度から行政改革に取り組み、積極的な経費削減を図ってきましたが、平成15年12月に総務省が示した平成16年度地方財政計画において、地方交付税等の削減※が行われ、大幅な収支不足となりました。

平成17年度以降においても同様の削減が見込まれたため、「音更町財政健全化5か年計画」（平成17年度から平成21年度）を策定し、各事業等に数値目標を定めて財政健全化の取組を進めました。

その後も、平成23年度に「音更町中期財政運営計画」、平成28年度に「音更町財政運営計画」をそれぞれ5年間の計画期間で策定し、財政収支の均衡と持続可能な財政体質の確立を基本目標として財政運営に当たり、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、入湯税などの町税収入が減少する中、高齢化の進展等による社会保障関係費や老朽化に伴う公共施設の更新費用の増加に加えて、新型コロナウイルス感染症対策も継続して実施していなければならない、今後の財政運営は、一層厳しい状況となることが見込まれます。

こうした状況下において、継続的かつ安定的に行政サービスを提供していくためには、多様化する町民ニーズを的確に把握し、限られた財源を効率的・効果的に活用して財政運営を行っていく必要があります。

※平成16年度地方財政計画に基づく地方交付税等の確定額は、普通交付税が50億8,409万円、臨時財政対策債が6億1,280万円で、合計すると56億9,689万円となりました。これは、前年度の確定額と比較すると実に8億2,600万円もの大幅減でした。

### 第2節 計画策定の目的

社会経済情勢の急激な変化や今後における国の地方財政対策などの動向が不透明な中、歳入を的確に予想することは極めて困難ですが、こうした状況下にあっても健全財政を堅持し、第6期音更町総合計画（以下、「総合計画」という。）と第2期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進し、まちがめざす将来像である「みんなが住みよい選ばれるまち おとふけ」の実現に向け、財政の根幹である町税や地方交付税を始めとする歳入の予測及び各種事業と連携した歳出の見通しを中期的な視点から示し、適切な財政健全化策を講じていく必要があるため本計画を策定します。

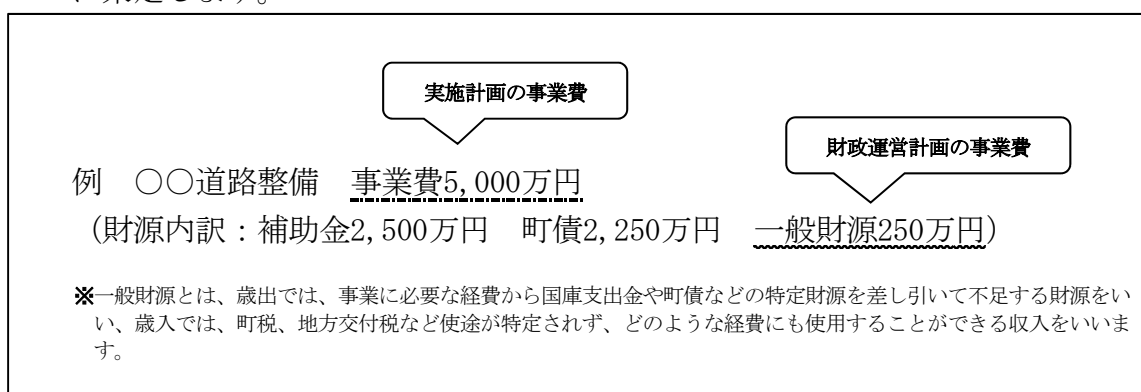
この計画は、「持続可能な財政体質の確立」を基本目標として、内部経費の節減、費用対効果の低い歳出の見直しのほか、受益のバランスからみた負担の適正化などについても検討していくこととします。

計画期間は5年間としますが、収支の見通しは毎年度適時見直しを行います。計画の見直しは、前年度の決算状況、総合計画実施計画との整合性、社会情勢の変化等を踏まえて修正するものとします。

### 第3節 計画の位置づけ

この計画は、音更町まちづくり基本条例第20条の規定に基づき策定したものであり、総合計画の分野別計画として位置づけます。

なお、総合計画は、基本計画で示す施策を具体的に執り進めるため、3年間の実施計画を事業費ベースで策定していますが、この計画は、**一般財源**※をベースに策定します。

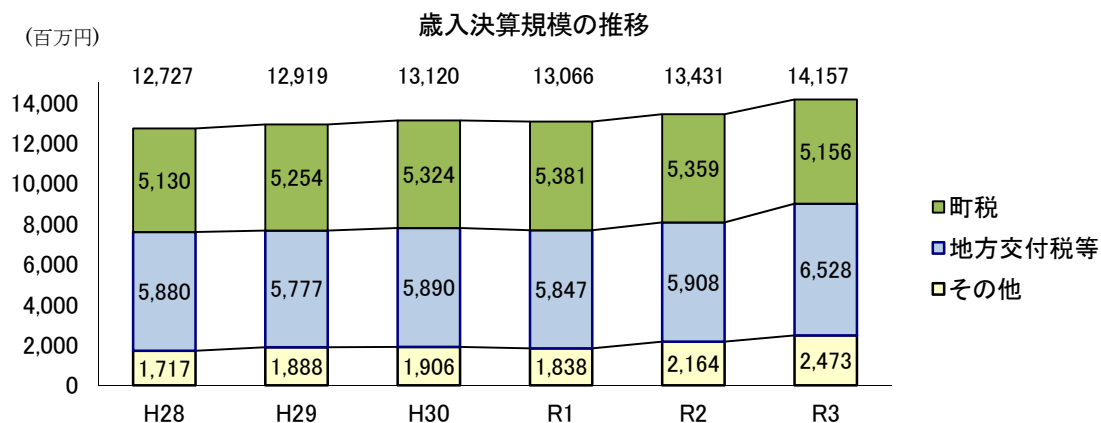


## 第2章 財政の現状と今後の見通し

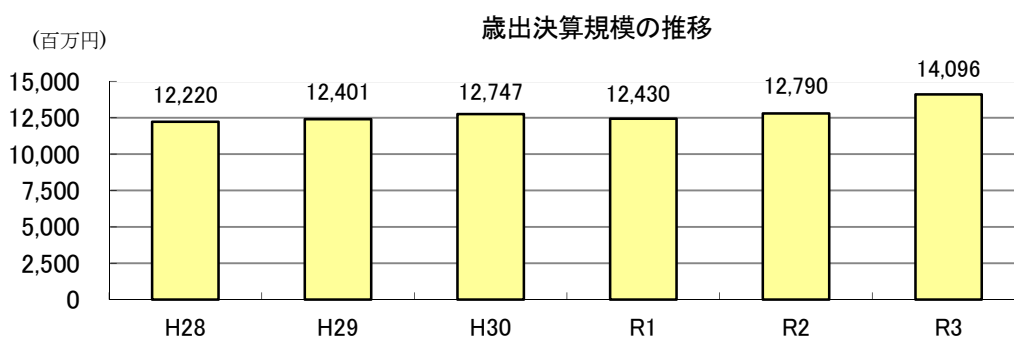
### 第1節 財政の現状

#### 1 歳入歳出決算規模

町の一般会計における歳入歳出決算規模の推移は次のとおりです。



※R2までは実績、R3は見込



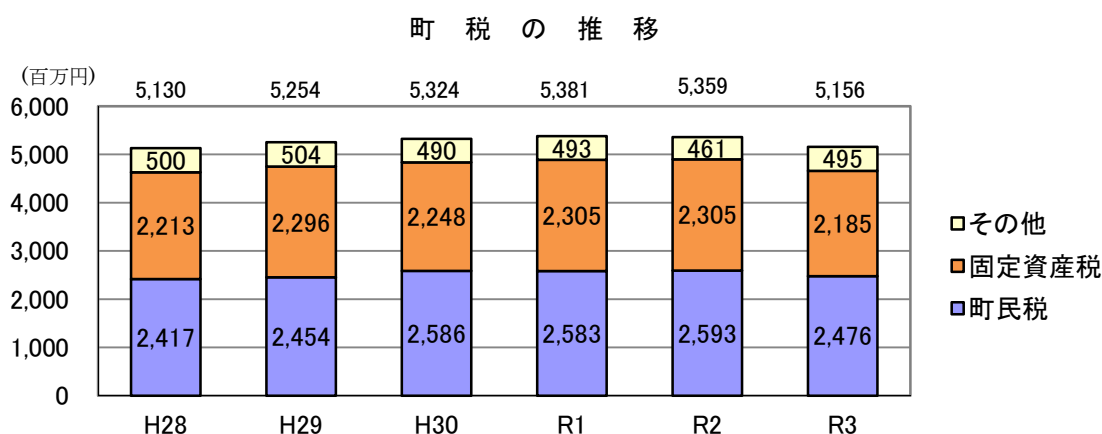
※R2までは実績、R3は見込

## 2 歳入の状況

### (1) 町税

自主財源※である町税は、横ばいで推移しています。町民税と固定資産税で町税の約90パーセントを占めています。その他の税目として、市町村たばこ税、軽自動車税、入湯税があります。固定資産税は、平成30年度及び令和3年度において3年毎の家屋の評価替えに伴い前年度を下回っています。

※自主財源とは、町が自主的に収入できる財源です。具体的には、町税、負担金、使用料、手数料、寄附金、財産収入、繰入金、繰越金などの収入をいいます。



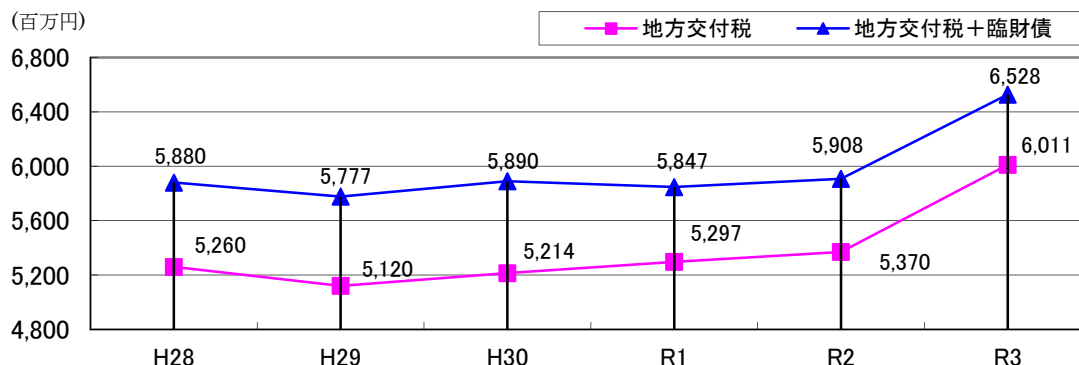
※R2までは実績、R3は見込

### (2) 地方交付税・臨時財政対策債

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、前者は日々の行政運営に必要な経費に対する財源不足額として、後者は普通交付税で措置されない緊急、個別（自然災害による被害等）の財政需要に対する財源不足額として算定され交付されるものです。臨時財政対策債制度は、平成13年度に創設され、それまで普通交付税として交付されていた額の一部について、自治体が地方債を発行して調達することになりました。なお、実質的な地方交付税の交付額は、税収の増加に伴い年々減少していましたが、平成30年度からは、社会保障費等の増加により横ばいで推移しています。

令和3年度は、国から補正予算による地方交付税（約3億5千万円）の追加交付があったため、大幅に増加しています。

地方交付税と臨時財政対策債の推移



※R2までは実績、R3は見込

### (3) その他の歳入

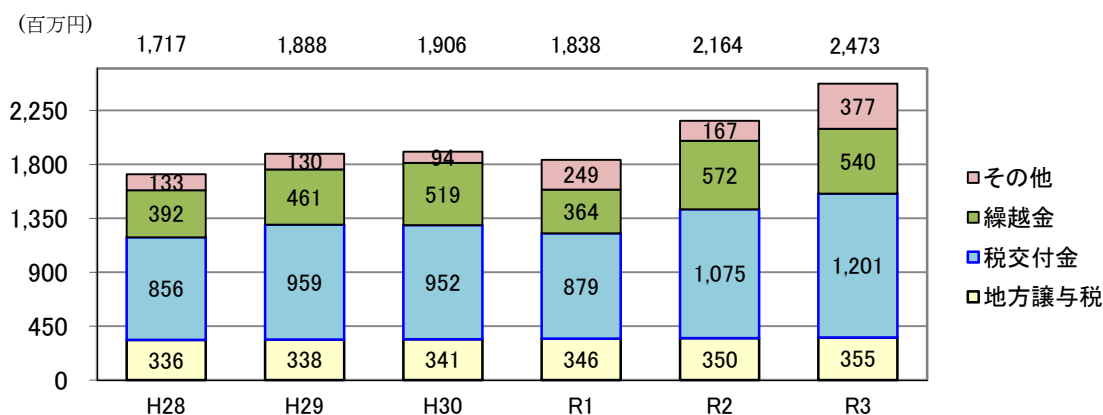
町の一般財源は、町税と地方交付税等で全体の80パーセント以上を占めていますが、これ以外の歳入として、地方譲与税、税交付金、繰越金等があります。

地方譲与税は、本来自治体に属すべき税源を国税として徴収し、国が自治体に配分するものです。地方譲与税には自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税があり、令和元年度からは、森林環境譲与税が新たに措置されています。

税交付金は、北海道が賦課徴収した道税の一部を交付基準に従い市町村に交付するものです。利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割の税交付金があります。令和2年度は、消費税率の改正により地方消費税交付金が増加しています。

繰越金は、一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額をいいます。

その他の歳入の推移



※R2までは実績、R3は見込

### 3 歳出の状況

#### (1) 性質別歳出決算の推移

人件費は、議員や行政委員の報酬、特別職や一般職の職員給与費等で、通常労働の対価として支払われる経費です。

扶助費は、子育て支援や障がい福祉等の社会保障に要する経費です。経費の負担は国や北海道も担っており、必ずしも町の負担だけが増加していくものではありませんが、対象者や対象範囲は年々拡大していく傾向にあります。公債費は、過去に町が発行した町債（借金）の元金及び利子の償還に要する経費です。平成15年度をピークに年々減少しておりましたが、平成28年度からは横ばいで推移しています。

補助費等は、各種団体への負担金、補助金等に要する経費です。

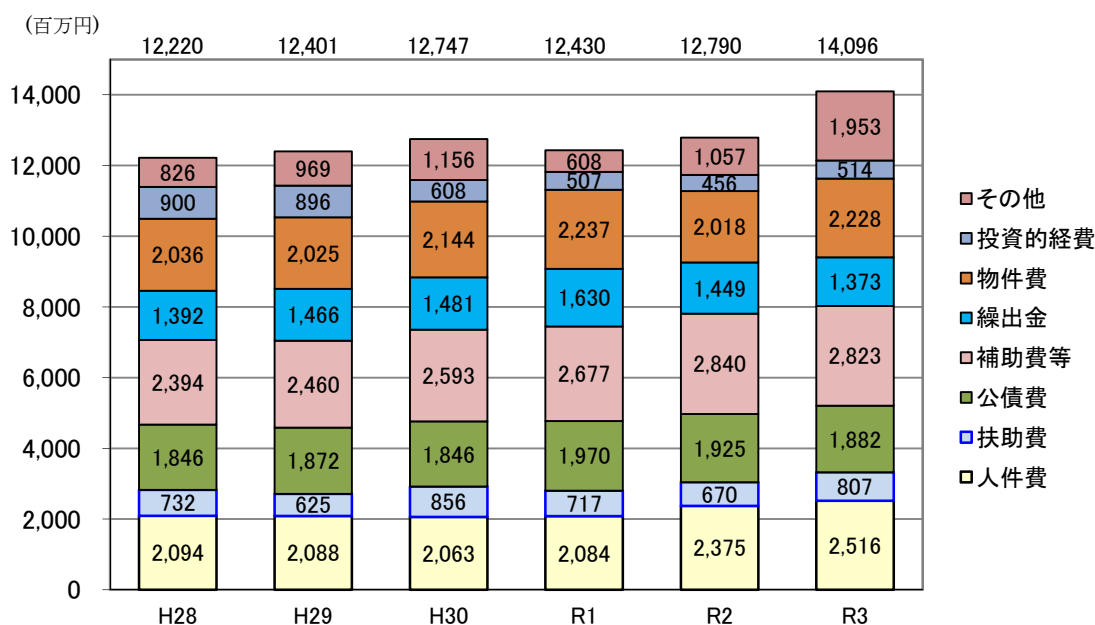
繰出金は、一般会計から他会計等に支出する経費です。

物件費は、需用費、役務費、委託料等消費的性質※の経費です。

投資的経費は、支出の効果が資本形成に向けられ、道路や施設など将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費、災害復旧事業費がこれに当たります。※消費的性質とは、支出の効果が単年度、もしくは極めて短期間で終わるものをいいます。

このうち、毎年必ず支出しなければならず、減らすことが難しい経費を義務的経費といい、人件費、扶助費、公債費がこれに当たります。平成16年度のピーク時には、歳出決算額の約48パーセントを占めていましたが、近年は約37パーセントにまで減少しています。これは、職員数の削減等による人件費の抑制、投資的経費の削減による町債発行額の抑制等、平成17年度から財政健全化に取り組んだ成果といえます。

性質別歳出決算の推移



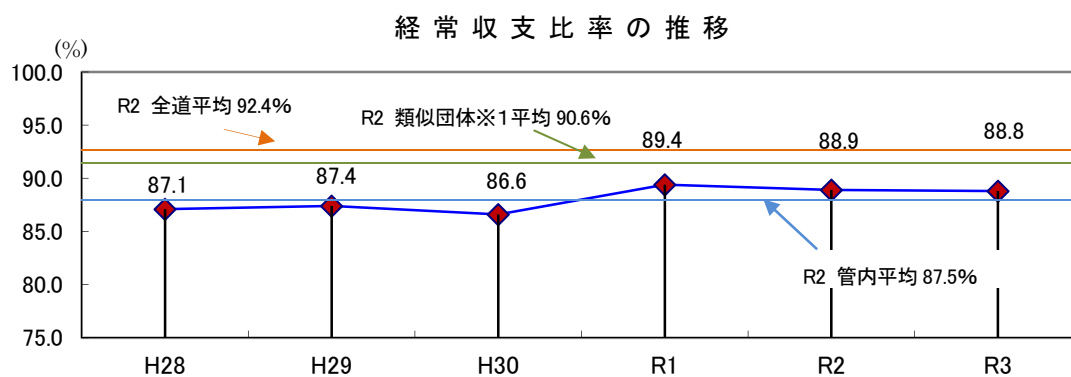
※R2までは実績、R3は見込



## 4 財政指標の推移

### (1) 経常収支比率

財政構造の弾力性の度合いを判断する主要な指標です。人件費、公債費、物件費などの経常的な性格の経費が、町税や普通交付税を中心とする経常一般財源に占める割合をいいます。比率は低いほど良いとされています。



※R2までは実績、R3は見込

※1 類似団体とは、市町村の態様を決定する要素のうち最もその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分別したものです。

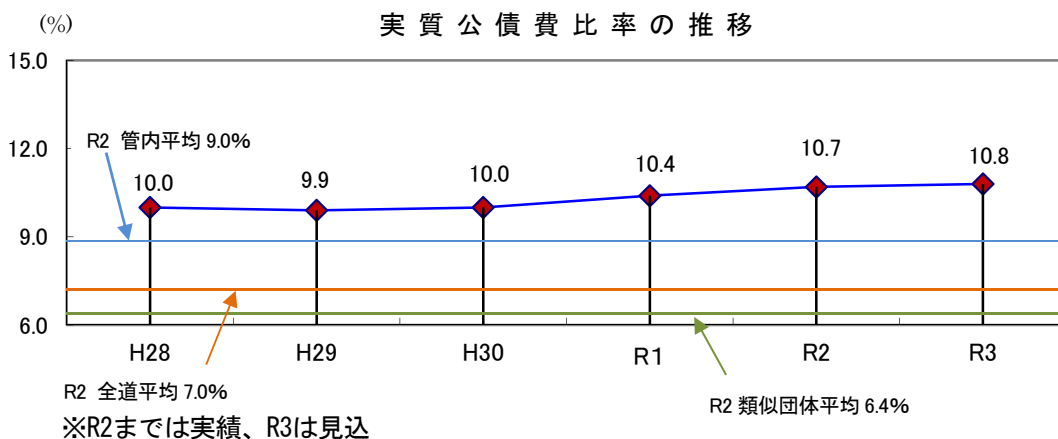
経常収支比率は、公債費の増加により増加傾向にあります。

## (2) 実質公債費比率

公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標です。平成18年4月に地方債制度が許可制から協議制に移行したことに伴い導入されました。公債費と公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額が標準財政規模※1に占める割合をいいます。比率が18パーセントを超えると、町債の発行に際して北海道の許可が必要となります。また、地方自治体財政健全化法では、比率が25パーセントを超えると、国から早期の健全化※2を求められることとなります。

※1 標準財政規模=標準税収入額（地方税等の理論上の収入見込額）+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額  
地方公共団体が通常の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量をいいます。

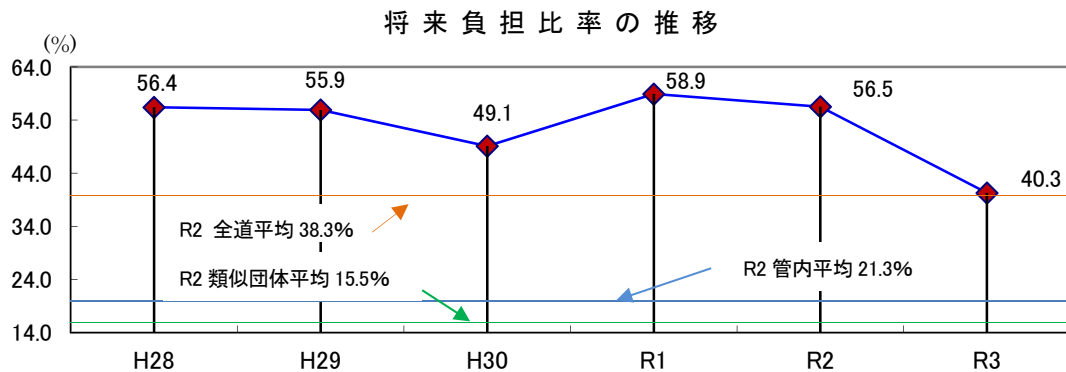
※2 外部監査の導入が義務付けられるほか、早期健全化計画を策定し、計画の進捗状況を毎年度議会へ報告することとなります。



実質公債費比率は、年々減少していましたが、平成30年度からは、増加に転じています。管内、全道及び類似団体平均の数値を上回っていますが、国や北海道から事業実施等の制限を受ける数値ではありません。引き続き適正な水準を保っていきます。

## (3) 将来負担比率

負債が将来の財政を圧迫する可能性を客観的に示す指標です。町債残高や退職手当支給予定額など、将来負担すべき実質的な負債の額が標準財政規模に占める割合をいいます。比率が350パーセントを超えると、国から早期の健全化を求められることとなります。



※R2までは実績、R3は見込

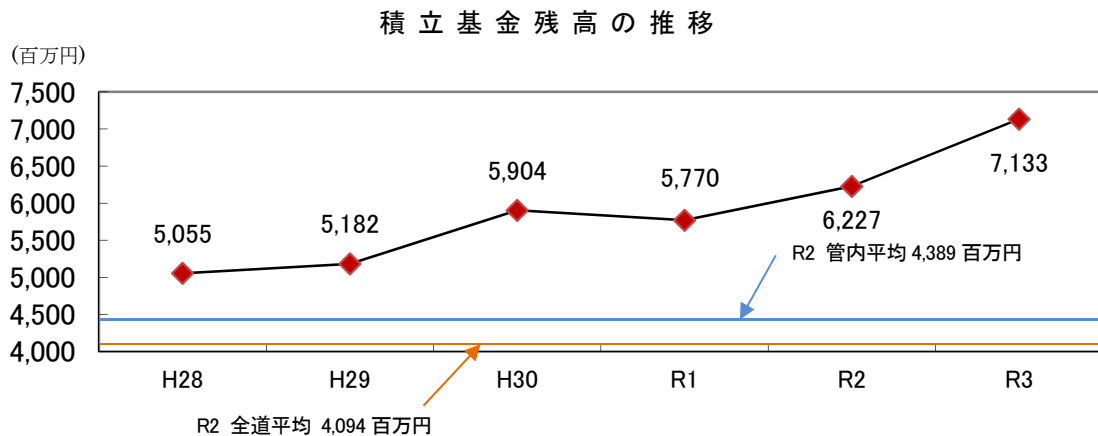
将来負担比率は、平成30年度は減少していますが、令和元年度は役場庁舎耐震改修及び増築事業の実施により増加しています。

## 5 基金と町債残高の推移

### (1) 基金

町税や地方交付税などの歳入は、年度によって増減するため、収支が不足することがありますが、このような年度間の財源不足に対応するために財政調整基金を設置しています。また、地方債の償還に充てるために減債基金を、公共施設の整備や地域福祉の向上など特定の事業に充てるために各種基金を設置しています。これらの積立基金※は将来の歳出増加の際の財源に充てるほか、危機的な財政状況に至った場合の緊急的な財源として活用します。

※本町が設置する積立基金は、令和3年度末現在で財政調整基金、減債基金、地域振興基金、地域福祉基金、社会教育施設建設基金、観光振興基金、商工業振興基金、役場庁舎耐震改修等基金、農業後継者農村定住促進事業基金、森林環境事業基金、農業経営支援基金、学校整備基金の12基金です。このほか、特別会計で、国民健康保険基金、介護保険基金を設置しています。



※R2までは実績、R3は見込

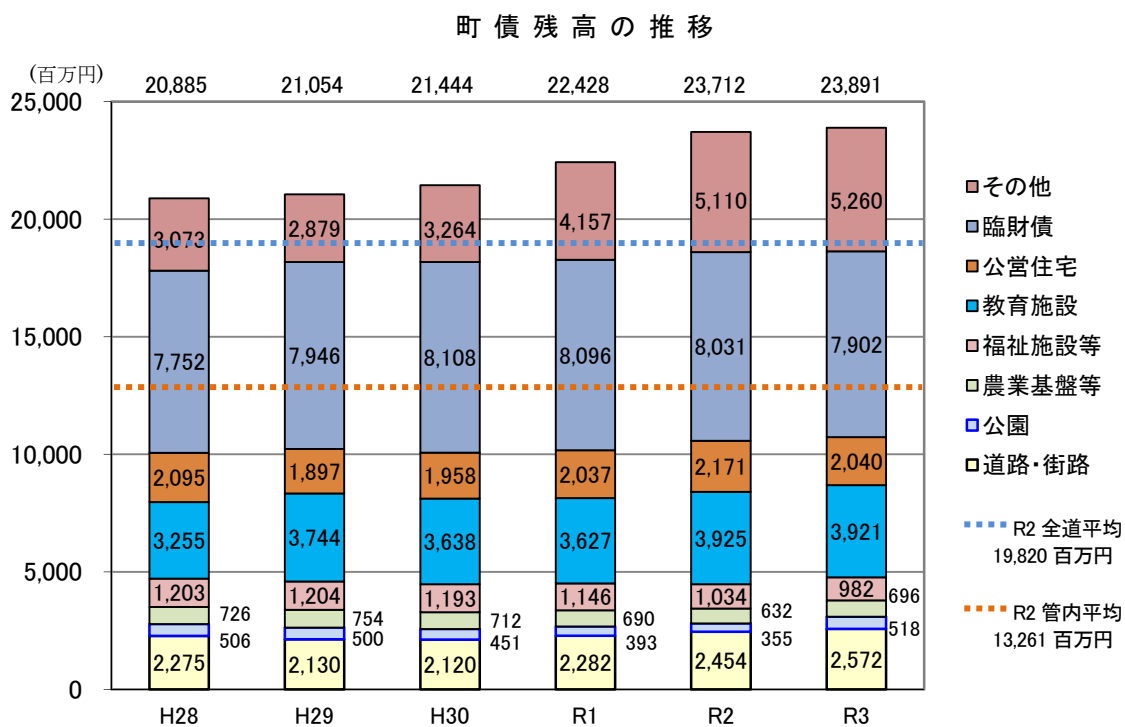
平成16年度末のピーク時には21億5,000万円まで減少しましたが、令和3年度末には70億円台まで増加しています。

令和3年度は、国の補正予算により地方交付税の追加交付があったことから、将来の公債費の財源として減債基金に4億7,700万円を積み立てています。

なお、令和3年度末の残高は、71億3,300万円ですが、令和4年度から令和15年度までの12年間において毎年1億円、合計12億円を減債基金から取り崩して公債費の財源とする予定ですので、これを差し引いた当該年度の残高は59億3,300万円となります。

## (2) 町債

町が資金調達のために一会計年度を越えて返済する債務（借金）のことを町債といいます。道路や学校等の公共施設の整備のために借入れる町債のほか、普通交付税の振替財源として発行する臨時財政対策債があります。



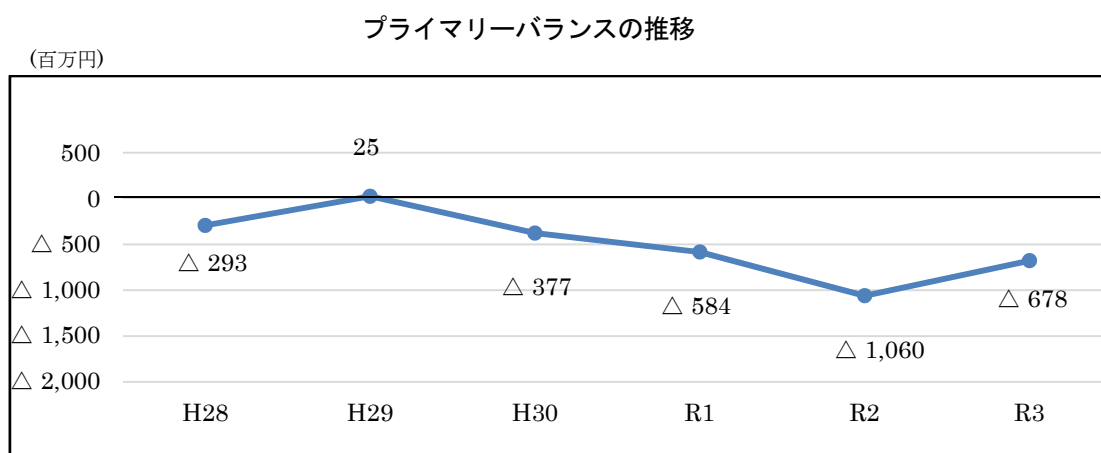
※R2までは実績、R3は見込

平成12年度末のピーク時には263億8,000万円ありましたが、投資的経費の抑制や借金を返す以上に借りないという方針の下で財政健全化に取り組んできた結果、平成23年度末には188億400万円までに減少しました。近年は緩やかに増加していましたが、平成29年度からは役場庁舎耐

震改修及び増築事業や道の駅整備事業の実施で残高が大幅に増加しています。

## 6 プライマリーバランスの推移

プライマリーバランスとは、町債を除いた歳入と公債費を除いた歳出との差である基礎的財政収支のことをいいます。収支が均衡していれば、借金に頼らない行政サービスを提供していることを表しますが、赤字なら後々に借金が増えていくことになります。プライマリーバランスの赤字が続いている限り、それを埋めるために借金残高は増加せざるを得ない状況が継続することになります。



※R2までは実績、R3は見込

平成24年度以降、社会保障費、特別会計への繰出金、施設維持費等の経費が増加し、これまで投資的経費に充当してきた一般財源の一部を町債等の財源に頼らざるを得ない状況となっています。令和2年度は、役場庁舎耐震改修及び増築事業や道の駅整備事業などの大型事業を実施し、その財源として町債を借り入れているため、大幅に減少しています。

$$\begin{aligned} & \text{プライマリーバランス (基礎的財政収支)} \\ & = (\text{歳入} - \text{町債等}) - (\text{歳出} - \text{公債費等}) \end{aligned}$$

## 第2節 今後の見通し

### 1 現状のままの財政運営を行った場合の収支見通し

今日の経済情勢、現行の税制度、今後の人口の推移など一定の条件を基礎として、令和4年度から8年度までの財政見通しを立ててみると、5年間で11億2,700万円の収支不足が生じる結果となりました。

総合計画実施計画及び主要事業概要調査見積額等に基づく収支見通し（一般財源）

（単位：百万円）

区 分	R4	R5	R6	R7	R8	5か年 合計
歳入合計 ①	12,682	12,727	12,691	12,632	12,635	63,367
町 税	5,207	5,200	5,161	5,169	5,178	25,915
地方交付税・臨財債	5,707	5,732	5,742	5,706	5,654	28,541
そ の 他	1,768	1,795	1,788	1,757	1,803	8,911
歳出合計 ②	12,682	13,081	12,951	12,873	12,907	64,494
人 件 費	2,534	2,500	2,524	2,544	2,519	12,621
扶 助 費	806	806	806	806	806	4,030
公 債 費	2,001	2,032	2,102	2,135	2,181	10,451
補 助 費 等	2,676	2,712	2,567	2,509	2,488	12,952
繰 出 金	1,495	1,509	1,536	1,550	1,581	7,671
物 件 費	2,281	2,261	2,204	2,195	2,214	11,155
そ の 他	611	646	611	605	604	3,077
投 資 的 経 費	278	615	601	529	514	2,537
歳入歳出差引 ③(①-②) =収支不足	0	△ 354	△ 260	△ 241	△ 272	△ 1,127

### 2 収支見通しを立てるに当たっての前提条件

#### (1) 歳入

項 目	前提となる条件等
町 税	町民税（個人・法人）、固定資産税については、令和4年度予算額をベースに試算 固定資産税（家屋）については評価替えを考慮 他の税目についても税目毎に推計
地方交付税・臨財債	令和3年度の確定値をベースに、基準財政収入額については町税等の見込を加味し試算 基準財政需要額は、毎年△0.5%の伸長率で試算するが、公債費については積み上げにより別途試算
そ の 他	令和4年度予算額をベースに試算

## (2) 歳出

項目	前提となる条件等
人件費	職員数は、定員管理計画による。令和5年度以降のベースアップを0%で試算
扶助費	令和4年度予算額をベースに試算
公債費	既借入分については借入実績に基づき算出。新規借入分については、総合計画実施計画及び主要事業概要調査に基づき算出 償還条件は、現行の償還期限及び直近の利率で試算
補助費等	令和4年度予算額をベースに試算
繰出金	各特別会計の事業計画、償還計画等に基づき試算
物件費	令和4年度予算額をベースに試算
その他	令和4年度予算額をベースに試算
投資的経費	総合計画実施計画及び主要事業概要調査に基づき試算

## 3 主な歳入の状況

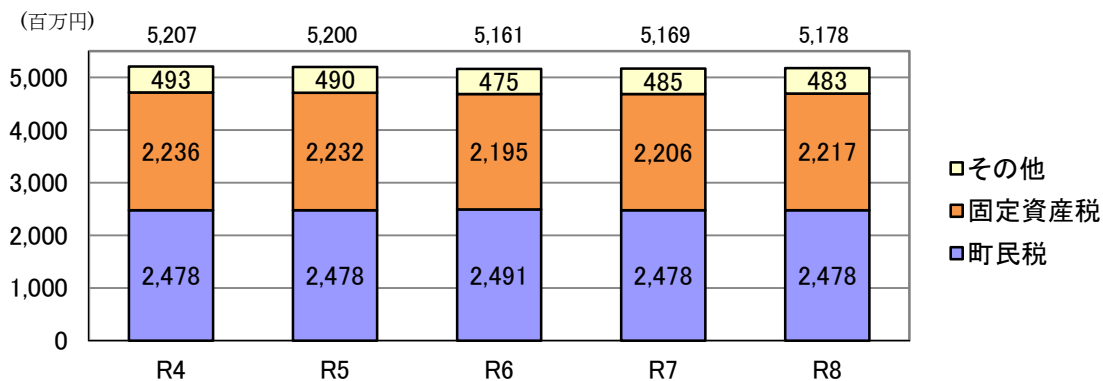
### (1) 町税

町民税の個人・法人は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、所得等の伸びが期待できないため、横ばいとします。

固定資産税は、令和6年度に家屋の評価替えによる減収を見込んでいます。

入湯税は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により引き続き宿泊客の落ち込みが予想されることから、令和4年度以降は、令和元年度決算と比べ約2,000万円減の3,300万円を見込んでいます。

町税の推移



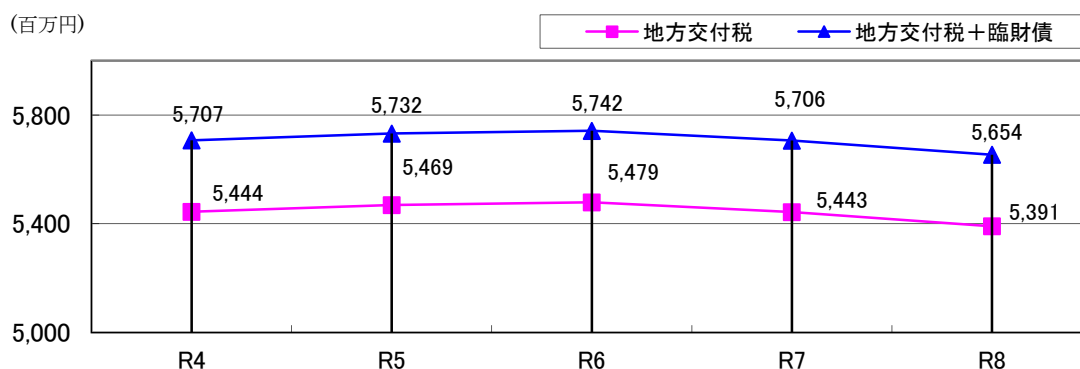
## (2) 地方交付税・臨時財政対策債

地方交付税は、人口減少による基準財政需要額の減少や普通交付税措置のある町債の借入に伴う公債費等の増加を加味して推計した結果は、次のとおりです。

臨時財政対策債は、地方財政計画における財源不足を、国と地方が折半して負担する仕組みです。地域経済の景気回復による税収増で、減少しています。

なお、臨時財政対策債の償還金については、国から普通交付税により全額が補てんされます。

地方交付税と臨時財政対策債の推移



## 4 主な歳出の状況

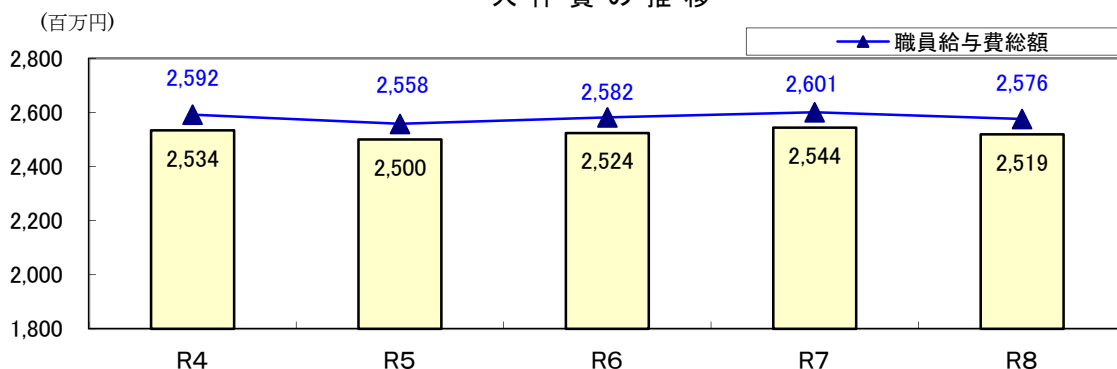
### (1) 人件費

議員及び行政委員等の報酬、特別職・一般職の職員給与費（会計年度任用職員を含む。）等の推計は、次のとおりです。

なお、折れ線グラフは、事業費支弁人件費※を加えた職員給与費総額を表しています。

※歳出性質別分類では投資的経費（建設事業）に分類される人件費のこと。

人件費の推移



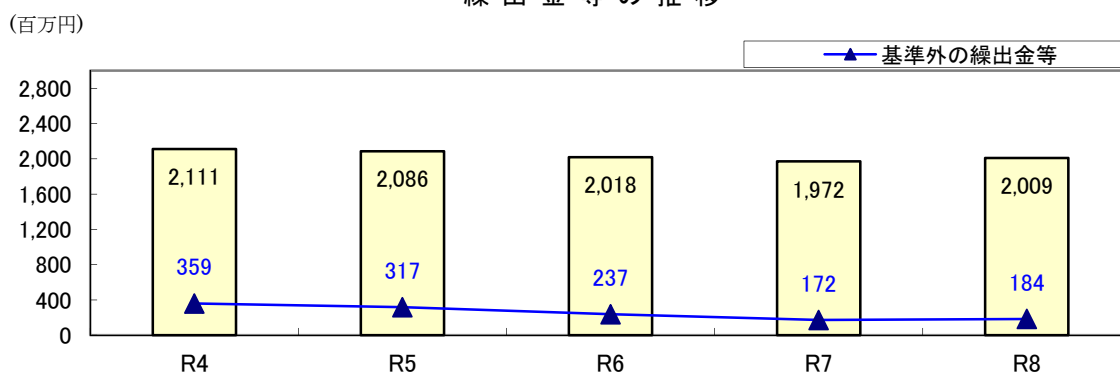


## (2) 特別会計・企業会計への繰出金等

本町には、国民健康保険事業勘定、後期高齢者医療、介護保険、個別排水処理事業の4特別会計と、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の3企業会計があります。このうち、個別排水処理事業、簡易水道事業及び下水道事業の3会計に基準外の繰出金等を支出しています。

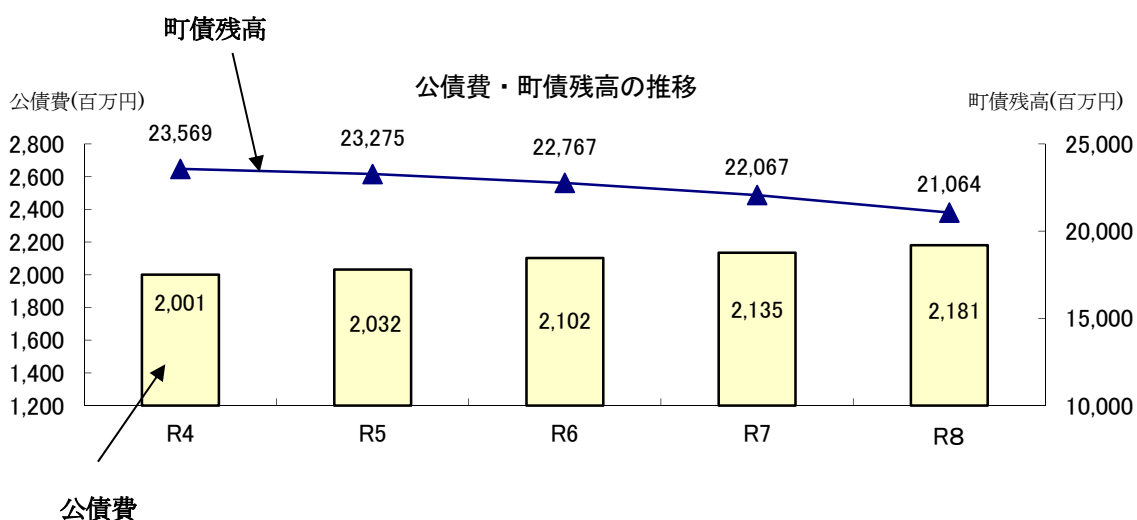
令和6年度、令和7年度は、下水道事業において、過去に借入れた町債の償還が一部終了するため、基準外繰出金が減少しています。

繰出金等の推移



## (3) 公債費と町債残高

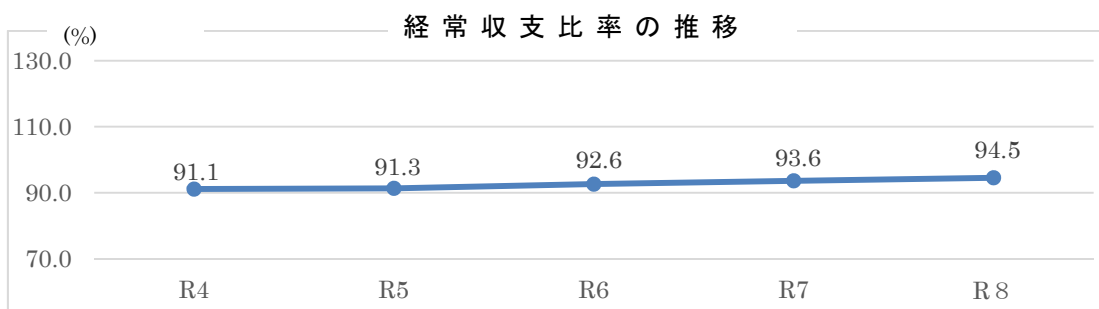
新規の町債発行額を長期債償還額以下に抑制するものとして推計した公債費及び町債残高は、次のとおりです。



## 5 財政指標

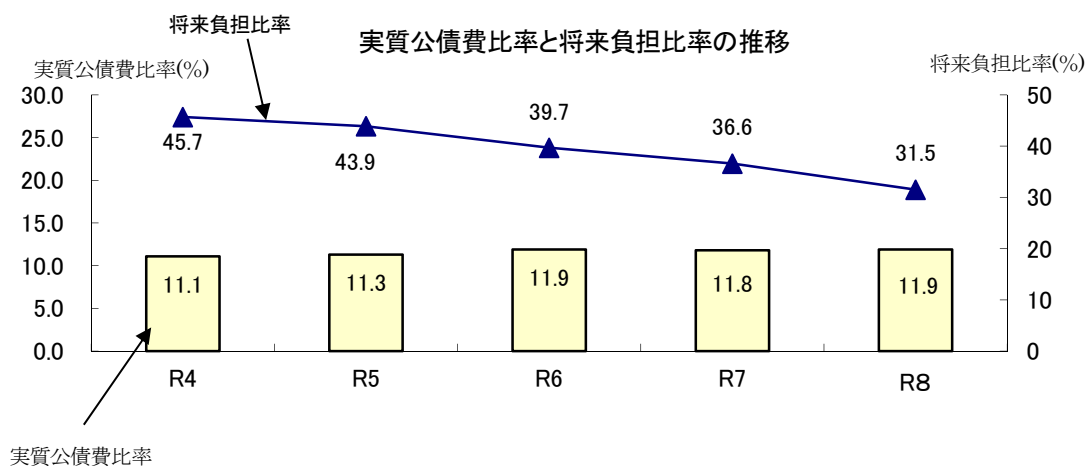
### (1) 経常収支比率

公債費の増加に合わせて、94.5パーセントまで増加する見込みです。ただし、除雪費等の増減によって大きく左右されます。



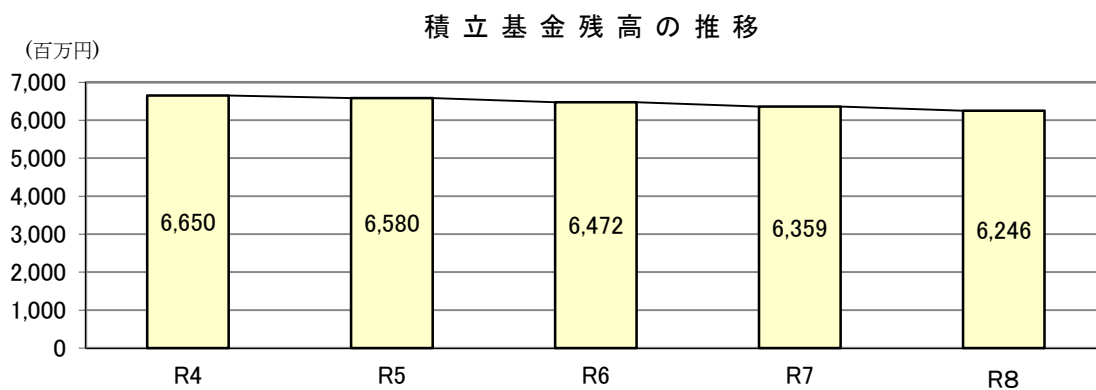
### (2) 実質公債費比率と将来負担比率

実質公債費比率は上昇傾向、将来負担比率は減少傾向で推移する見通しです。いずれの指標も国から早期の健全化を求められる基準には達しない見通しです。



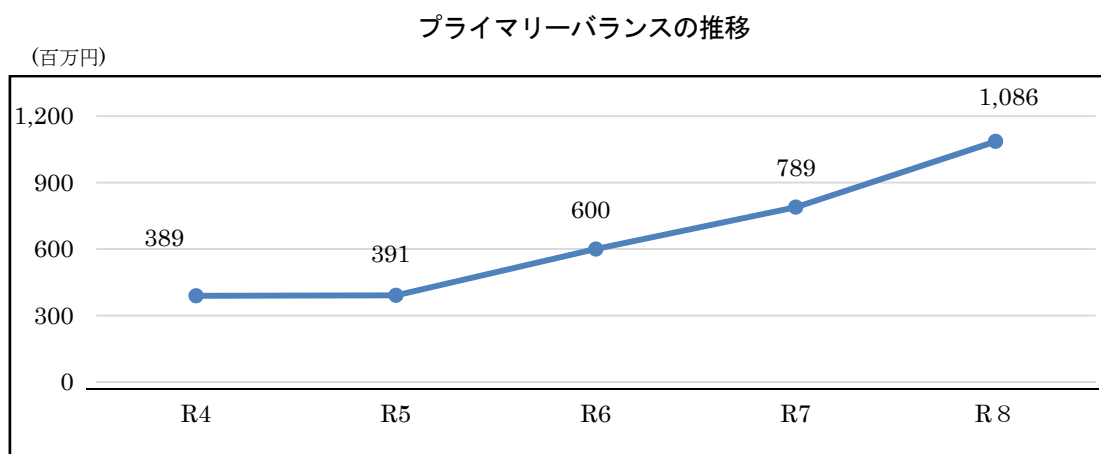
## 6 基金残高

令和4年度から、公債費の増加に対応するため減債基金から毎年1億円ずつ取り崩して町債の元利償還金のための財源としています。



## 7 プライマリーバランス

投資的経費や新規の町債発行額の抑制により、基礎的財政収支はマイナスからプラスになる見通しです。



## 第3章 基本目標と収支不足への対応について

### 第1節 基本目標

「持続可能な財政体質の確立」を基本目標として、その実現に向けた取組を総合的に進めていきます。

### 第2節 収支不足の対応方策

これまでも歳入では財源確保に最大限の努力を、歳出では経費の削減と効率化を推進するなど収支不足の改善に向け全庁的に取り組んできましたが、社会保障費の増大や公共施設の老朽化対策等の要因により、近年は収支不足が増加しています。

収支不足については、原則、基金（地域振興基金）からの繰入金で対応しますが、財政の健全化を図るため、令和5年度以降は、次の対応方策により約1億円の収支不足を毎年削減するものとします。

### 第3節 対応方策の内容

#### 1 人件費

職員定員管理計画に基づき、行政サービスの低下を招かないように適正な定員管理に努めます。

#### 2 経常的経費の見直し

- (1) 常に、コスト削減のために多様な手法を検討し、徹底した内部管理経費の削減を図ります。
- (2) 新たな事業の新設、拡充に当たっては、「ビルド・アンド・スクラップ」の原則を徹底します。
- (3) 事務事業の外部委託を推進し、多様な主体が公共を担うことにより、行政のスリム化を図るとともに、町民サービスの向上を図ります。

#### 3 投資的経費の抑制と平準化

計画期間中は、事業内容を精査し、延期、休止などの措置を講ずるほか、事業費の圧縮、平準化を図ります。

#### 4 公共施設等の計画的な保全

公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画に基づき、既存施設の安全性や機能性に配慮しつつ、公共施設の必要性・あり方を検討しながら、長期的な視点で計画的に行います。

#### 5 特別会計・企業会計への繰出金等の抑制

特別会計・企業会計に対する繰出金等については、本来、一般会計が負担すべき額を国が基準として定めていますが、引き続き適正な収入の確保や経費の節減に努め、基準外の繰出金等を抑制します。

## **6 公債費と町債残高の抑制**

計画期間中は、将来の公債費の負担軽減を図るため、原則として新規の町債発行額を長期償還額以下に抑制するとともに、利子軽減に努めます。

## **7 自主財源の確保**

- (1) 税負担の公平性の観点から、課税客体的確な捕捉に努めるとともに、引き続き収納率向上に対する取組を行います。
- (2) ふるさと納税制度は、寄附者の意向をまちづくりに生かしつつ、地元の特産品をお届けすることで、町の魅力を全国の人々に発信できる有効な制度です。引き続きインターネット等を活用したピーアールに努め、利用の促進を図ります。

## **8 遊休資産の有効活用**

行政目的としての活用が見込めない未利用財産、現在有償貸付を行っている財産について、売却などの処分を計画的に進めます。

## **9 基金の利活用**

喫緊の行政課題への対応や安全かつ有利な運用を図る観点から、さらなる基金の利活用について検討します。

## **10 受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の適正化の検討**

使用料や手数料について、原価計算や受益者負担の原則に基づき、歳入の適正化を検討します。

#### 第4節 収支不足の状況と対応方策の目標額

現時点における収支不足の状況とその対応方策の目標額を下表のとおりとし、それぞれの取組を進めることにより、収支不足の解消に努めていくこととします。

単位：百万円

区 分		R4	R5	R6	R7	R8	計
収支見通し総括表 歳入歳出差引③（収支不足）		0	△ 354	△ 260	△ 241	△ 272	△ 1,127
補填財源④ （地域振興基金からの繰入金）		0	254	160	141	172	727
小 計⑤（③+④）		0	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 400
財政健全化の取組事項	①人件費						
	②経常的経費の見直し						
	③投資的経費の抑制と平準化						
	④公共施設等の計画的な保全						
	⑤特別会計・企業会計への繰出金等の抑制						
	⑥公債費と町債残高の抑制		100	100	100	100	400
	⑦自主財源の確保						
	⑧遊休資産の有効活用						
	⑨基金の利活用						
	⑩受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の適正化の検討						
対応方策の目標総額計⑥			100	100	100	100	400
収支見通し再差引⑦（⑤+⑥）			0	0	0	0	0
積立基金	期首残高 ④	7,133	6,650	6,326	6,058	5,804	
	期中増減額 ⑤	△ 483	△ 324	△ 268	△ 254	△ 285	
	期末残高 ⑥(④+⑤)	6,650	6,326	6,058	5,804	5,519	